

## 安城市広告付き番号案内表示機等設置者募集要項

### 1 趣旨

広告付き番号案内表示機等（交付番号表示モニター、交付番号呼出システム、受付モニター、番号発券機、カウンター別番号表示機、呼出操作端末及び混雑等情報サイト等一式を指す。以下「表示機」という。）及び広告モニターを無償で設置する事業者を1者募集します。

なお、応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

### 2 設置の概要等

#### (1) 施設

安城市役所本庁舎及び北庁舎

#### (2) 所在地

安城市桜町18番23号

#### (3) 開庁日（時間）

月曜日から金曜日まで（午前8時30分～午後5時15分）

※年末年始（12月29日～1月3日）及び祝日は閉庁日とする。

### 3 事業内容等

#### (1) 事業内容

本庁舎1階市民課及び国保年金課に表示機を無償で設置すること。また、広告モニターに民間企業等の広告主を募集し、広告を動画等で掲載することができます。

#### (2) 設置物、設置場所及び設置台数

##### ア 表示機

設置場所	交付番号表示モニター	交付番号呼出システム	受付モニター	番号発券機	カウンター別番号表示機	呼出操作端末	混雑等情報サイト
市民課	1	1	2	1	7	14	1

国保年金課				3	6	1 1	
-------	--	--	--	---	---	-----	--

イ 広告モニター

別添「広告モニター設置可能範囲」とし、設置候補として5箇所選定し、安城市と事業者の協議の上、詳細を決定する。

※設置に際し、必要に応じて、設備に意匠を施すなど景観を損なわないよう考慮するとともに、安城市と協議を行い、安城市の指示に従って設置を行うこと。また、既存の設備等が障害となる場合、安城市が許可した場合に限り、既存設備の移動・撤去を行うことができる。ただし、これに係る一切の費用については、事業者が負担するものとする。

(3) 設置期間

令和4年1月4日から令和8年12月28日まで

※令和3年12月26日までに納入をし、職員が使用方法を理解するために操作可能状態にしておく。また、令和4年1月3日までに最終設置箇所に設置、施工をすること。

※撤去は令和8年12月29日以降に実施すること。

#### 4 掲載広告

(1) 「安城市広告掲載実施要綱」を遵守し、事業者が募集及び作成すること。

(2) 広告を掲載する場合は、事前に次のアからエまでの内容について、安城市の承諾を受けること。

ア 広告主の情報（名称、住所、連絡先等）

イ 掲載予定の広告

ウ 掲載開始日

エ 広告主が安城市の市税及び料金等を滞納していないことを安城市が確認することの同意書

#### 5 申込資格

(1) 事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、表示機の設置業務等について、地方自治体、公共施設で実績のある法人であること。

(2) 安城市条件付き一般競争入札実施要綱に規定する市内、準市内又は県内の業者であること。

(3) 次の税金が未納でないこと。

- ア 国税
- イ 愛知県税
- ウ 安城市税

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する業種
- イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する業種又はこれに類する業種
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている事業者
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。）又は暴力団の構成員が関与している事業者
- オ その他市長が適当でないとする業種又は事業者

## 6 仕様等について

(1) 仕様

- ア モニター全般
  - (ア) 映像画面42インチ程度のもの
  - (イ) 薄型で場所をとらないもの
  - (ウ) タイマーによる電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生が可能であるもの
  - (エ) その他の仕様については、安城市と協議し決定すること。
- イ 広告モニター
  - (ア) 動画広告の放映時間は、市役所開庁日の午前8時15分から午後5時30分までとする。
  - (イ) 音量については消音を基本とし、音量調節が可能なものとする。
  - (ウ) 放映枠の中で、広告の他に行政情報についても放映できるものとし、広告と行政情報を適宜差し替えて放映すること。

- (エ) 1 枠 1 5 秒程度を基本とし、1 0 分程度で 1 サイクルとすること。
- (オ) 著しく点滅するなど、光過敏性発作を惹起するおそれのある映像は放映しないこと。
- (カ) 行政情報
  - a 本市が提供する原稿により、事業者がテキストベースの画面を制作すること。
  - b 本市がデータにより提供した素材やスライド等（動画含む）にも編集対応できること。
  - c 安城市からの行政情報の依頼については簡易な手法（連絡票等）により受付すること。（詳細については協議の上決定すること。）

#### ウ 交付番号表示モニター

- (ア) 併設する広告モニターと同程度の大きさのものとする。
- (イ) 音声による案内ができるものとする。

#### エ 交付番号呼出システム

- (ア) バーコードにより、番号を読み取り呼び出す機能のあるものとする。
- (イ) 時間帯別の待ち人数及びその平均待ち時間について記録及び出力ができるものとする。
- (ウ) 待ち時間別人数の記録及び出力ができるものとする。

#### オ 受付モニター

業種別待ち人数を常時確認できるものとし、市民課事務室に設置すること。

#### カ 番号発券機

- (ア) 市民課分はバーコードの発券ができること。
- (イ) 置き台は事業者が安城市と事前に協議をし、番号発券機と一体となるようなデザインに造作すること。

#### キ 混雑等情報サイト

- (ア) 市民課の各窓口における混雑状況（待ち人数、呼出番号等）を確認できるポータルサイトを作成すること。なお、ネットワークは事業者の負担で構築すること。
- (イ) 登録した者に対し、メールでの呼出通知ができる機能を有すること。
- (ウ) データ集計機能を有すること。
- (エ) レイアウトについては、利用者が目的の情報に素早くたどり着けるよう

なシンプルな構成とすること。詳細は安城市と協議の上、決定すること。

## (2) 表示機及び広告モニターの管理

- ア 据付け面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は、定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- イ 設置する表示機及び広告モニターの形状、本体色等並びに表示する内容等（コンテンツ）について発注者と事前に協議すること。
- ウ 設置する広告モニターに表示する広告等の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- エ 令和3年12月26日までに納入した際に、表示機及び広告モニターの操作方法等の取扱いの指導をすること。

## (3) 費用の負担について

- ア 表示機及び広告モニターの設置等にかかる全ての費用を負担すること。
- イ 期間満了等における撤去、処分、原状回復に要する工事費用を負担すること。
- ウ 表示機及び広告モニターの保守等維持管理費用（番号発券機に係る通信費用、表示する内容等（コンテンツ）作成更新費用、外部コンテンツの使用料、修繕費含む）を負担すること。ただし、導入時を除き、ロール紙については、安城市の負担にて購入するものとする。
- エ 電気配線工事が必要になる場合は、事業者負担とし、事前に安城市の了解を得ること。
- オ 表示機及び広告モニターの運用に必要な電気料金は事業者の負担とする。

## (4) 使用上の制限

- ア 当該事業に係る設備を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供することはできないものとする。
- イ 広告主及び掲載する広告の内容については、「安城市広告掲載実施要綱」に適合するものとし、あらかじめ安城市の承認を受けること。

## (5) 維持管理等

- ア 電照時間は、タイマー等により午前8時15分から午後5時30分までとすること。

イ 破損・汚損や公共施設、庁舎案内等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。

ウ トラブルや消耗品補充等、問い合わせやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず24時間対応が可能であること。

## 7 広告掲出料等の支払方法

### (1) 広告掲出料

広告掲出料については、四半期の開始月（4月、7月、10月及び1月）ごとに支払うものとし、安城市の発行する納入通知書により、請求から1ヶ月以内に支払うこと。なお、支払額は、1年当たりの広告掲出料を4で除した額とし、端数が生じた場合は、各年度の最終支払月にて調整する。

※契約初年度は1月を、最終年度は4月、7月及び10月を支払月とする。

### (2) 電気料金

電気料金については、実費による支払いとし、毎月、安城市の発行する納入通知書により、請求から1ヶ月以内に支払うこと。

電気料金の計算方法は3（2）イに掲げる広告モニターの定格消費電力（w）の合計値を1000で除したものに電照時間（1日9.25時間×開庁日数）を乗じ、これに市役所庁舎の電気料金単価（kwh）を乗じた金額とする。

## 8 申込方法

### (1) 申込受付期間

#### ア 持参する場合

令和3年10月8日（金）から同月22日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

#### イ 郵送する場合

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により令和3年10月22日（金）必着

### (2) 提出先

安城市役所総務部行政課庶務係（安城市役所北庁舎7階第23会議室）

### (3) 提出書類

#### ア 安城市広告付き番号案内表示機等設置事業参加申込書

- イ 価格提案書（提案金額は、安城市に支払う広告掲出料を1年当たりの総額（税抜き）で表示。）
- ウ 商業登記の現在事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの。）
- エ 国税、地方税及び市税それぞれの未納の税額がないことの証明書の写し（納税証明書等、発行後3ヶ月以内のもの）
- オ 安城市広告付き番号案内表示機等設置事業詳細（設置イメージ図、機種、仕様等内容が把握できるもの。）

#### （4）応募資格の確認について

提出された書類は安城市が審査し、この募集要項に定める条件を満たし、利用上支障がないかを確認する。条件を満たさないと判断した場合、正当な理由なくして指定する期日までに契約の手続を申請しなかった場合又は虚偽の記載があったことが判明した場合は、応募資格不備と判断して、受付を取り消し、その旨を後日通知する。

## 9 事業者の選定結果について

- （1）契約の相手方を決定するに当たっては、提案金額（広告掲出料）が最も高かった者とします。ただし、その者が辞退した場合は、次点の者とします。
- （2）設置事業者の選定結果につきましては、令和3年10月22日（金）までに決定した事業者宛てに通知します。
- （3）提出された申請書類等については、選定結果にかかわらず一切返還しませんのでご了承ください。
- （4）決定された事業者は、安城市と当該事業に係る契約を取り交わすものとします。
- （5）この募集要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、安城市契約規則等の関係法令に定めるところによって処理します。
- （6）現地説明が必要な場合は、行政課庶務係と日程調整をしてください。
- （7）契約保証金は免除します。

【問合せ先】安城市総務部行政課庶務係 富田

〒446-8501 安城市桜町18番23号 安城市役所北庁舎7階

電話：（0566）71-2208 <直通>

FAX：（0566）76-1112 <代表>